

< 子育て支援課が実施する放課後事業の研修について >

○練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例（抜粋）
 第9条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽さに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。
 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

○東京都放課後子供教室推進事業実施要綱（抜粋）
 3 (1)ウ 研修等の実施
 区市町村は、放課後対策事業等における協働活動支援員や協働活動サポーター等に対して、事業実施上必要な研修や、情報交換・情報共有を図るための研修等を実施するよう努めることとする。



子育て支援課では放課後事業に関わる職員や地域スタッフの研修を実施しています。



子育て支援課研修

(1) 子育て支援課研修

対象：児童館職員・学童クラブ支援

新たな区民ニーズに対応した一定水準のサービスを提供することで、子育て支援という観点から児童の健全育成を実現していく基盤をつくるために実施します。

【内容】
虐待防止・障害児対応・救急法・危機管理・遊び実技・アンガーマネジメント・LGBTQ など



学校応援団向け研修

(2) 学校応援団向け研修

対象：学校応援団スタッフ

学校応援団事業を実施するうえでスタッフとしての資質向上を目的とする講義および学校応援団間の情報交換会を実施しています。

【内容】
具体的な遊びや工作等の実技・発達等に課題のある子どもの理解・身近なものでできる工作・魅力あるひろば事業・開放事業への方策について



ねりっこクラブ研修

(3) ねりっこクラブ研修

対象：ねりっこクラブ職員

ねりっこクラブ事業の安定運営のため、現場運営支援の一環として、ねりっこクラブ従事者研修を実施しています。

【内容】
一体型事業（学童クラブ・ひろば）における子どもたちへのかわり方
安全管理・個人情報保護、地域との協働の方策について
事例共有・情報交換など

東京都の研修への派遣

○東京都放課後児童支援員認定資格研修
 対象：学童クラブ支援員

○放課後子ども総合プラン研修
 ○放課後子ども総合プランスタッフ研修
 対象：放課後子供教室
 学童クラブ現場スタッフ